

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(抜粋)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (18) 略</p> <p>(19) 「住宅耐震改修緊急支援事業」とは、第15号及び前号の事業に加算する事業をいう。</p> <p>(20) 「コンクリートブロック塀耐震対策事業」とは、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等の安全対策に要する費用の一部を当該塀の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(21) 「老朽住宅等除却事業」とは、老朽化した住宅及び建築物（以下「老朽化した住宅等」という。）を対象に市町村が行う除却事業及び老朽化した住宅等の除却に要する費用の一部を当該住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(22) 「空き家活用促進事業」とは、空き家住宅又は空き建築物を対象に市町村が耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事及びトイレの水洗化工事等（以下「改修工事」という。）を行い、公的住宅として再生・活用する事業をいう。</p> <p>(23) 「空き家住宅」とは、空き家活用促進事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することによ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (18) 略</p> <p>(19) 「コンクリートブロック塀耐震対策事業」とは、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等の安全対策に要する費用の一部を当該塀の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(20) 「老朽住宅等除却事業」とは、老朽化した住宅及び建築物（以下「老朽化した住宅等」という。）を対象に市町村が行う除却事業及び老朽化した住宅等の除却に要する費用の一部を当該住宅等の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(21) 「空き家活用促進事業」とは、空き家住宅又は空き建築物を対象に市町村が耐震改修工事、断熱改修工事、バリアフリー工事及びトイレの水洗化工事等（以下「改修工事」という。）を行い、公的住宅として再生・活用する事業をいう。</p> <p>(22) 「空き家住宅」とは、空き家活用促進事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することによ</p>

旧	新
<p>老朽化が進むおそれがある住宅をいう。</p> <p>(24) 「空き建築物」とは、空き家活用促進事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある建築物をいう。</p> <p>(25) 「住宅耐震対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、その他知事が必要と認めた事業をいう。</p> <p>(26) 「住宅段階的耐震改修支援事業」とは、既存木造住宅のうち戸建て及び併用住宅の耐震改修工事を段階的に行うために要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(27) 「こうち健康・省エネ住宅」とは、こうち健康・省エネ住宅推進事業費補助金交付要綱第2条第2項に規定するこうち健康・省エネ住宅をいう。</p> <p>(28) 「空き家対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が第22号及び次号の事業の加速化を図るために行う、空き家住宅の調査及び実態を把握する事業をいう。</p> <p>(29) 「空き家活用費補助事業」とは、空き家住宅又は空き建築物の改修設計、改修工事等に要する費用の一部を当該空き家住宅及び空き建築物の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p>	<p>より老朽化が進むおそれがある住宅をいう。</p> <p>(23) 「空き建築物」とは、空き家活用促進事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある建築物をいう。</p> <p>(24) 「住宅耐震対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、その他知事が必要と認めた事業をいう。</p> <p>(25) 「住宅段階的耐震改修支援事業」とは、既存木造住宅のうち戸建て及び併用住宅の耐震改修工事を段階的に行うために要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(26) 「こうち健康・省エネ住宅」とは、こうち健康・省エネ住宅推進事業費補助金交付要綱第2条第2項に規定するこうち健康・省エネ住宅をいう。</p> <p>(27) 「空き家対策市町村緊急支援事業」とは、市町村が第21号及び次号の事業の加速化を図るために行う、空き家住宅の調査及び実態を把握する事業をいう。</p> <p>(28) 「空き家活用費補助事業」とは、空き家住宅又は空き建築物の改修設計、改修工事等に要する費用の一部を当該空き家住宅及び空き建築物の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p>

旧

別表第1 (第3条関係)			
補助事業名	木造住宅耐震診断事業	木造住宅耐震改修設計費補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	既存木造住宅の所有者の依頼を受け、市町村が行う耐震診断士による木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費	既存木造住宅の所有者が監設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費	既存木造住宅の所有者が監理工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額		
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅
	33,000円/棟	66,000円/棟	106,000円/棟
		411,000円/棟	817,000円/棟
			308,000円/戸 かつ 1,294,000円/棟
			住宅耐震改修制度 支援事業による加算額 308,000円/棟
			住宅耐震改修制度 支援事業による加算額 154,000円/戸か かつ817,000円/棟
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、8,000円/棟を加算することができる。	ただし、木造住宅耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、8,000円/棟を加算することができる。	ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と925,000円との差額までとする。耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	①診断する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの	②耐震診断士が設計するもの	③住宅の所有者が兼任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	④木造住宅耐震診断を一般財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法」による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの又は一般財団法人日本建築防災協会が木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト（以下「認定ソフト」という。）の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの	⑤木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評価のうち最小の値（以下「評価」という。）が1、0未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震改修費補助事業の結果1w値が1、0未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評価が1、0未満と診断された住宅に係るもの	⑥次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評価が1、0以上となるもの イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部構造評価が1、0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると知事が認めたもの
	⑦当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	⑧対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。	
補助率	4分の1以内		
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		

新

別表第1 (第3条関係)			
補助事業名	木造住宅耐震診断事業	木造住宅耐震改修設計費補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	既存木造住宅の所有者等(注)の依頼を受け、市町村が行う耐震診断士による木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費	既存木造住宅の所有者等(注)が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費	既存木造住宅の所有者等(注)が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額		
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅
	33,000円/棟	66,000円/棟	205,000円/棟
		411,000円/棟	817,000円/棟
			925,000円/戸 かつ 1,851,000円/棟
			住宅耐震改修制度 支援事業による加算額 308,000円/棟
			住宅耐震改修制度 支援事業による加算額 154,000円/戸か かつ817,000円/棟
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、8,000円/棟を加算することができる。	ただし、木造住宅耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、8,000円/棟を加算することができる。	ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と925,000円との差額までとする。耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	①診断する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの	②耐震診断士が設計するもの	③住宅の所有者が兼任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	④木造住宅耐震診断を一般財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法」による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの又は一般財団法人日本建築防災協会が木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト（以下「認定ソフト」という。）の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの	⑤木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評価のうち最小の値（以下「評価」という。）が1、0未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震改修費補助事業の結果1w値が1、0未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評価が1、0未満と診断された住宅に係るもの	⑥次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評価が1、0以上となるもの イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部構造評価が1、0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると知事が認めたもの
	⑦当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	⑧対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。	
補助率	4分の1以内		
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		
	(注) 既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。		

旧

別表第2 (第3条関係)			
補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	既存非木造住宅の所有者が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費	既存非木造住宅の所有者が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費	既存非木造住宅の所有者が建築士事務所が建築士事務所に依頼して行う耐震改修工事の概算見積りに要する経費
	限度額		
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅
	33,000円/棟	66,000円/棟	205,000円/棟
			411,000円/棟
			925,000円/棟
			462,000円/戸
			かつ
			1,851,000円/棟
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。	ただし、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの	①構造設計一級建築士等が設計するもの	①構造設計一級建築士等が設計するもの
	②構造設計一級建築士等(注)により実施するもの	②非木造住宅耐震診断費補助事業の結果「安全でない」と判断された住宅又は高知県建築物耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果「倒壊の危険性がある」と判断された住宅に係るもの	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果「倒壊の危険性がある」と判断された住宅に係るもの
	③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	③耐震改修計画について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの	③耐震改修計画について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの
	「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う。構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
		対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合は除く。	対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合は除く。
補助率	4分の1以内		
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		
	(注) 構造設計一級建築士等 ①構造設計一級建築士 ②耐震診断支援センター(財団法人日本建築防災協会)の「耐震診断、耐震改修を実施する建築士事務所」一覧に掲載されている建築士事務所に所属する建築士		

新

別表第2 (第3条関係)			
補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	既存非木造住宅の所有者等(注1)が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費	既存非木造住宅の所有者等(注1)が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費	既存非木造住宅の所有者等(注1)が建築士事務所に依頼して行う耐震改修工事に要する経費
	限度額		
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅
	33,000円/棟	66,000円/棟	205,000円/棟
			411,000円/棟
			925,000円/棟
			462,000円/戸
			かつ
			1,851,000円/棟
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。	ただし、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は、4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの	①構造設計一級建築士等が設計するもの	①構造設計一級建築士等が設計するもの
	②構造設計一級建築士等(注2)により実施するもの	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業又は構造設計一級建築士等(注2)による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの	②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業又は構造設計一級建築士等(注2)による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの
	③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	③耐震改修計画について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの	③耐震改修計画について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの
	「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う。構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
		対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合は除く。	対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合は除く。
補助率	4分の1以内		
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		
	(注1) 既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体(営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。)とする。		
	(注2) 構造設計一級建築士等とは、構造設計一級建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。		

旧	
別表第5（第3条関係）	
補助事業名	コンクリートブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	緊急輸送道路又は避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀等（注）の所有者が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去又は安全な塀への改修に要する経費
	限度額
	205,000円/件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路及び市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する危険性の高いコンクリートブロック塀等の安全対策（木造住宅耐震改修費補助事業及び非木造住宅耐震改修費補助事業により安全対策を実施するものを除く。）を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
<p>（注）「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～8（点検項目8にあっては、玉石積み擁壁等の上にあるものに限る。）を適用する。）、組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。</p>	

新	
別表第5（第3条関係）	
補助事業名	コンクリートブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	緊急輸送道路又は避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀等（注）の所有者が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	限度額
	205,000円/件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する危険性の高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
<p>（注）「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～8（点検項目8にあっては、玉石積み擁壁等の上にあるものに限る。）を適用する。）、組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。</p>	

旧		新	
別表第6（第3条関係）		別表第6（第3条関係）	
補助事業名	老朽住宅等除却事業	補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助事業者	市町村	補助事業者	市町村
補助対象経費	老朽化した住宅等（注）を対象に市町村が行う当該住宅等の除却に要する経費又は老朽化した住宅等の所有者が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費	補助対象経費	老朽化した住宅等（注）を対象に市町村が行う当該住宅等の除却に要する経費又は老朽化した住宅等の所有者が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
	限度額		限度額
	1,645,000円/件		1,645,000円/件
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路及び市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等及び住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの	補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの
補助率	4分の1以内	補助率	市町村の補助する額の4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。		補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
<p>（注）「老朽化した住宅等」とは、木造等においては別添測定基準表1、鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2、コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の測定基準により老朽度を合算した評点が100点以上のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。</p>		<p>（注）「老朽化した住宅等」とは、木造等においては別添測定基準表1、鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2、コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の測定基準により老朽度を合算した評点が100点以上のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。</p>	

旧

別表第8 (第3条関係)		
補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業	
補助事業者	市町村	
補助対象経費	既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化並びに耐震改修設計、耐震改修工事及びコンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については、高齢者や低所得者等(注)である所有者負担費用の軽減に要する経費に限る。	
	事業別償還額	
	戸別訪問	3,300円/戸 (ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。)
	地区カルテの作成	2,800円/戸
	耐震化率の向上に寄与する住み替え促進に要する費用	12,000,000円 (委託料等の合計)
	出張説明会	30,000円/回
	耐震診断に係る所有者負担費用の無料化	5,000円/棟
	耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	237,000円/棟
	耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	600,000円/棟
	コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	185,000円/件
ただし、上記によりがたい場合は個別に協議して定めるものとする。		
補助要件	戸別訪問以外の事業については、戸別訪問を行う又は行った市町村であって、南海トラフ地震による死者数ゼロを目指すための取り組みを実施するもの	
補助率	4分の1以内 ただし、耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費については4分の3以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	
(注) 高齢者や低所得者等とは、65歳以上の者、85歳以上の者を言ひ世帯の者、収入分位4.0%以下の世帯の者又はその他市町村長が耐震改修工事に係る負担の軽減が必要と認める者をいう。		

新

別表第8 (第3条関係)		
補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業	
補助事業者	市町村	
補助対象経費	既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化並びに耐震改修設計、耐震改修工事及びコンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については、高齢者や低所得者等(注)である所有者負担費用の軽減に要する経費に限る。	
	事業別償還額	
	戸別訪問	3,300円/戸 (ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。)
	地区カルテの作成	2,800円/戸
	耐震化率の向上に寄与する住み替え促進に要する費用	12,000,000円 (委託料等の合計)
	出張説明会	30,000円/回
	耐震診断に係る所有者負担費用の無料化	5,000円/棟
	耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	237,000円/棟
	耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	600,000円/棟
	コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	185,000円/件
ただし、上記によりがたい場合は個別に協議して定めるものとする。		
補助要件	戸別訪問以外の事業については、戸別訪問を行う又は行った市町村であって、南海トラフ地震による死者数ゼロを目指すための取り組みを実施するもの	
補助率	4分の1以内 ただし、耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費については4分の3以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	
(注) 高齢者や低所得者等とは、65歳以上の者、85歳以上の者を言ひ世帯の者、収入分位4.0%以下の世帯の者又はその他市町村長が耐震改修工事に係る負担の軽減が必要と認める者をいう。		